

八王子市部活動指導員候補者登録制度実施要綱

（ 目 的 ）

第1条 八王子市教育委員会（以下、「委員会」という。）は、市立中学校及び市立義務教育学校（以下、「市立学校」という。）における部活動の充実と持続可能な運営の実現に向け、部活動の指導において技能と熱意を持つ人材を八王子市部活動指導員候補者として登録し、部活動指導員の市立学校への配置を円滑に行うためのマッチング機能を果たすことを主な目的として、八王子市部活動指導員候補者登録制度（以下、「本制度」という。）を実施する。

（ 実 施 内 容 ）

第2条 本制度の主な実施内容は、以下のとおりとする。

- (1) 委員会は、本制度をホームページ等で周知し、市立学校の部活動において部活動指導員としての活動を希望する人材を広く募集する。
- (2) 委員会は、応募のあった者の中から別に定める要件を満たし、適任と認めた者を部活動指導員候補者として登録する。
- (3) 委員会が部活動指導員を任用する際は、部活動指導員候補者として登録された中から選出する。

（ 職 務 ）

第3条 部活動指導員は、部活動指導員を配置する市立学校の校長及び委員会の指揮監督の下に、次に掲げる職務を行う。

- (1) 実技指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 用具・施設の点検・管理
- (4) 学校での活動（大会・練習試合等）の引率
- (5) 保護者等への連絡
- (6) 年間・月間指導計画の作成
- (7) 生徒指導に係る対応
- (8) 事故が発生した場合の現場対応
- (9) その他、部活動指導に関し、市立学校の校長及び委員会が必要と認める事項

（ 登 録 要 件 ）

第4条 部活動指導員候補者として登録する者は、部活動の指導への熱意を持ち、当該競技、部門等の専門性を有するとともに、下記の(1)～(3)の要件に該当する者とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格事項に該当しないこと
- (2) 過去の指導において、体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等、その他部活動を指導する者として不適格と認められる事項がないこと
- (3) 18才以上であること

（ 登 録 申 請 の 手 続 き ）

第5条 登録を希望する者は、市ホームページで配布する「八王子市部活動指導員候補者登録制度申込書」（以下、「申込書」という。）に必要事項を記入の上、委員会に提出する。

2 「申込書」の提出先は、以下のとおりとする。

(1) 郵送の場合

市役所本庁舎（〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1）の学校教育部学務課 校外活動担当まで郵送で提出する。

(2) メールの場合

b302600@city.hachioji.tokyo.jpのメールアドレスに提出する。

（ 登 録 に 係 る 選 考 審 査 ）

第6条 本制度に登録する部活動指導員候補者は、委員会が「申込書」を審査のうえ、適任と判断した者とする。

（ 登 録 期 間 ）

第7条 部活動指導員候補者としての登録期間は、3年（登録日の年度から3年後の年度末）とする。なお、提出された「申込書」については委員会で責任をもって処分する。

（ 登 録 期 間 中 に お け る 変 更 ）

第8条 登録内容に変更が生じた場合、部活動指導員候補者は、委員会に連絡する。

（ 登 録 の 取 消 し ）

第9条 部活動指導員候補者として不適格と認められる行為があった者については、委員会は、その登録を取り消すことができる。

（ 部 活 動 指 導 員 と し て の 任 用 手 続 ）

第10条 委員会が部活動指導員を任用する際は、部活動指導員候補者の登録の中から選任した者に対して、面接等の選考を実施し決定する。

（ 個 人 情 報 の 保 護 ）

第11条 委員会及び市立学校は、収集した個人情報を地方公務員法第34条により適正に保管する。

（ 庶 務 ）

第12条 本制度の運用は、学校教育部学務課が行う。

（ 雑 則 ）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本制度に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年（2025年）4月1日から実施する。